

制定 令和6年3月5日

渋民振興会旅費に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、渋民振興会（以下「本会」という。）の役員、職員及びそれ以外の者で本会から要請を受けた者（以下「依頼者」という。）が出張する場合の旅費に関し、必要な事項を定める。

(旅費等の支給)

第2条 役員、職員等の旅費について職員が職務のため出張をしたときは、旅費を支給する。その額は別に定める。

2 役員及び依頼者が、職務または職務の遂行を補助するために出張した場合には、その者に費用弁償を支給する。なお、本規程によりがたい場合は、会長が理事会に付して別に定める。

(旅費等の種類)

第3条 旅費等の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

(旅費等の算定)

第4条 旅費等の算定は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって出張し難い場合は、実際の経路及び方法によって計算する。

2 前項の旅費の計算については、別表に定めるとおりとする。

3 宿泊料について予め宿泊料が定められているときはその額とする。

(旅費等の特例)

第5条 視察、研修その他長期にわたり出張するときは、旅費等の減額又は打ち切り旅費とすることができる。

(旅費等の精算)

第6条 職員及び役員等が出張用務を終えた場合は、速やかに精算処理しなければならない。

(私有車による出張)

第7条 私有車を利用した出張をしてはならない。ただし、他に手段がなく私有車による出張を行わざるを得ない場合で、あらかじめ会長の許可を受けたときはこの限りでない。

2 前項の会長の許可を受けた場合、私有車両借上規程に従うものとする。

附 則 この規程は。令和6年4月1日から施行する。

別表

鉄道賃	旅客運賃	普通運賃による実費
	急行又は特別急行料金	片道100キロメートルを超える場合に認める。ただし自由席による実費。
船賃		下級料金による実費
航空賃		下級料金による実費
車賃	バス等運賃	実費
	私有車自動車利用	1キロメートルにつき37円。 キロ数計算は、全路程を通算し1キロメートル未満の端数は切り捨てる。 事前に認めた駐車料金及び高速道路使用料を含む。
日当		1日につき1,000円
宿泊料		1泊につき7,000円

備考 一関市、奥州市、北上市、陸前高田市、大船渡市、平泉町、金ケ崎町、住田町、栗原市、登米市、大崎市、気仙沼市、南三陸町は、日当を支給しない。